

特別養護老人ホーム皆楽園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(和歌山県指定 第3071200244号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

- 1 施設経営法人
- 2 ご利用施設
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当施設が提供するサービスと利用料金
- 6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
- 7 残置物引取人
- 8 苦情の受付について
- 9 事故発生時の対応
- 10 非常災害時の対応
- 11 身体拘束禁止について

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人皆楽園
- (2) 法人所在地 和歌山県岩出市西国分668
- (3) 電話番号 0736-63-0250
- (4) 代表者氏名 理事長 榎本 茂樹
- (5) 設立年月日 昭和56年7月13日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設（和歌山県第3071200244号）

(2) 施設の目的

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供する。

明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム皆楽園
- (4) 施設の所在地 和歌山県岩出市西国分668
- (5) 電話番号 0736-63-0250
- (6) 施設長 榎本 あゆみ
- (7) 当施設の運営方針

私達は、一人ひとりの人生をかけがいのないものとして等しく尊重します。
私達は、ご利用者の思いに寄り添い、ご利用者の利益に最善を尽くします。
私達は、豊かな人間性と高い専門性を磨き、最高の質を追求し続けます。
私達は、地域に愛され、地域に誇れる法人創りを目指します。

- (8) 開設年月日 昭和57年6月1日
- (9) 入所定員 90人

3 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ご利用者もしくはご親族と協議のうえ、決定するものとします。

居室・設備の種類	室数
1人部屋	10室
2人部屋	12室
4人部屋	14室

合計	36室
食堂	2室
浴室	3室
医務室	1室
静養室	1室

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況等により、居室又はフローアを変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置基準	
	人数	配置要件
一 施設長（管理者）	1名	常勤
二 医師	必要数	
三 生活相談員	1名以上	1名は常勤
四 介護支援専門員	1名以上	1名は常勤
五 介護職員＋看護職員	34名以上	常勤換算
（看護職員）	3名以上	常勤換算（1名は常勤）
六 機能訓練指導員	1名以上	常勤
七 管理栄養士又は栄養士	1名以上	常勤
八 調理員	適当数	
九 事務員	適当数	
十 その他の職員	適当数	

※上記の職員は、特別養護老人ホーム皆楽園（予防）短期入所の職員を兼務しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	火・水・金…13:30～15:30（その他必要時）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝… 7:30～ 9:30… 6名 日中… 9:30～18:30… 20名 夜間… 18:30～ 7:30… 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝… 8:00～ 9:00… 1名 日中… 9:00～18:00… 3名 夜間… 18:00～18:30… 1名

4. 機能訓練指導員	月曜日～金曜日… 8:30～17:30
------------	---------------------

※土曜日、日曜日については、上記と異なる場合があります。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金（別紙1をご参照）が介護保険から給付されるサービス

★介護給付によるサービス

入浴	入浴または清拭を週2回以上行います。 寝たきりでも機械浴槽又は中間浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
健康管理	医師や看護師が、健康管理を行います。
その他自立への支援	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

★その他の介護給付サービス加算

※加算の金額及び加算条件については、別紙1をご参照ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

<p>★食事の提供に要する費用・・・1,445円（1日あたり）</p> <p>利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。</p> <p>当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂等にて食事をとっていただくことを原則としています。</p> <p>食事は、利用者の希望する時間帯と場所で提供させていただきます。</p> <p>食後は状態や状況に応じて毎食口腔ケアを援助します。</p> <p>（基本的な食事時間）</p> <p>朝食／ 7:30～ 8:30</p> <p>昼食／11:30～12:30</p> <p>夕食／17:30～18:30</p>
<p>★居住に要する費用・・・多床室 855円（1日あたり）</p> <p>従来型個室 1,171円（1日あたり）</p> <p>この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、居住に要する費用として、多床室を利用される方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担</p>

<p>限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。</p> <p>外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合にも、居住に要する費用をご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。</p> <p>※1か月につき6日以内（連続して7泊）、また月をまたがり連続する場合は最長12日までは認定証記載の金額と合せて別紙1の入院外泊時加算（246円/日）が加算されます。連続して6日又は12日以降～3か月までは全額自己負担となります。</p>
<p>★特別な食事の提供に要する費用又は外食等で基本金額を超える費用の実費 ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。</p>
<p>★理美容代・・・要した費用の実費 月に1回、理容師又は美容師の出張による理美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。 理容代：散髪1,320円 美容代：カット1,800円、パーマ3,500円、髭剃り500円</p>
<p>★貴重品の管理 当施設では、貴重品の管理は実施しておりません。</p>
<p>★レクリエーション、クラブ活動・・・材料材などの実費 ご利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。</p>
<p>★複写物の交付・・・1枚につき10円 ご利用者及び家族等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物の交付を必要とされる場合は上記の料金が必要となります。</p>
<p>★日常生活上必要となる諸費用・・・実費 通常の日常生活品、教養娯楽品、介護保険適用外の医療物品については実費負担願います。但し、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担いただく必要はありません。</p>
<p>★契約書第19条に定める所定の料金 ご利用者及び家族等が契約終了後の居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）は8,000円です。</p>

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

南都銀行 岩出支店 普通預金 160729

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

※所定用紙への記入が必要です。

(4) 入所中の医療の提供等について

医療を必要とする場合は、ご利用者及び家族等の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

また、下記の協力病院を含む当施設が対応可能な地域(範囲)の医療機関等で診療・入院治療をされる場合は心身の状態等を勘案し必要な通院送迎を行います。※急な通院を除き、定期通院となる場合は病院内での付添い対応をお願いします。
また、入院治療が必要となった場合の入院手続き等はご家族様でお願いします。

①協力病院

公立那賀病院	紀の川市打田1282
稲穂会病院	紀の川市粉河756-3
殿田胃腸肛門病院	岩出市宮117-7
医療法人裕紫会中谷病院	和歌山市鳴神123-1
皆楽園診療所	岩出市西国分668

②協力歯科医療機関

西歯科医院	和歌山県岩出市西野81-1
-------	---------------

6 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

①要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護1・2、又は要支援1・2、自立と判定された場合。※但し、要介護1・2の場合のみ特例入所要件に該当すると認められた場合を除く。
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ご利用者及び家族等から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご利用者及び家族等から退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者及び家族等から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の10日前までに解約届出書をご提出く

ださい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご利用者が入院された場合
③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

①ご利用者及び家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご利用者及び家族等による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ご利用者が3か月以内に退院可能と診断された場合（退院可能とする状態像及び退院時の状態）において、 <u>当施設でのサービス提供（日常生活支援及び健康管理等）が困難である状態と当施設医師が判断した場合。</u> ※（4）の円滑な退所のための援助を行います。
⑥ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院等の場合】 1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院等の場合は、退院後再び施設に入所することができます。 <u>但し、検査結果及び退院時の状態が当施設においてサービス提供が可能な状態と判断できる場合。</u>
--

<p>②【上記期間を超える入院の場合】</p> <p>上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、<u>退院時の状態が当施設においてのサービス提供が可能な状態と判断できる場合</u>。また入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。</p>
<p>③【3か月以内の退院が見込まれない場合】</p> <p>3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。</p>

<入院期間中の利用料金>

上記入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(4) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者及び家族等の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）坂中 務 <施設副課長>
- 苦情受付窓口（担当者）高津 誠幸 <介護主任>
- 苦情受付窓口（担当者）中辻 嘉子<介護支援専門員>

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

また、電話、ファックス、メールでも受け付けています。

○電話：0736-63-0250

○ファックス：0736-63-1847

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	電話番号：073-427-4665
和歌山県運営適正化委員会	電話番号：073-435-5527
岩出市生活福祉部 長寿介護課	電話番号 0736-62-2141
紀の川市保健福祉部 高齢介護課	電話番号 0736-77-0980
和歌山市健康福祉局 保険総務部介護保険課	電話番号 073-435-1190

9 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

①【速やかな連絡】 事故が発生した場合、予め登録いただいている「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡します。また、地方公共団体など関係機関にもご連絡します。
②【事故の状況を報告】 調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
③【改善策の検討と実践】 発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止策を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に対して説明します。
④【誠意をもって対応】 事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。
⑤【損害補償】 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を減額されることがあります。

10 非常災害時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム皆楽園消防計画」にのっとり対応をおこないます。
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホーム皆楽園消防計画」にのっとり、年2回の座学研修の他、所轄官庁立ち会いのもとで年1回の夜間想定避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源を完備しています。またカーテンや布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	消防計画を作成し、所轄官庁へ届け出済みです。

11 身体拘束禁止について

- (1) 当施設は、施設サービスの提供に当たって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) 緊急やむを得ない場合とは、次の三つの条件をすべて満たすことが必要である。
 - ア 入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - イ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ウ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

12 第三者評価の実施について

当施設では提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い
交付しました。

特別養護老人ホーム 皆楽園

説明者職名 _____

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの
提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

■多床室・従来型個室利用時の利用者負担額（日額：円） ※介護保険給付費額を除いた金額

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付サービスによる料金						
①	サービス利用に係る利用者負担額	589	659	732	802	871
その他の介護保険の給付対象とならないサービス		(注1)				
② 食事に係 る自己負 担額	利用者負担段階 第1段階	300				
	利用者負担段階 第2段階	390				
	利用者負担段階 第3段階 ①	650				
	利用者負担段階 第3段階 ②	1,360				
	利用者負担段階 第4段階以上	1,445				
③ 居住に係 る自己負 担額	利用者負担段階 第1段階	0 (多床室)		320 (従来型個室)		
	利用者負担段階 第2段階	370 (多床室)		420 (従来型個室)		
	利用者負担段階 第3段階	370 (多床室)		820 (従来型個室)		
	利用者負担段階 第4段階以上	855 (多床室)		1,171 (従来型個室)		

(注1) 利用者負担段階第1段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、老人福祉年金を受給している方。又は生活保護の方。

利用者負担段階第2段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額が年間80万円以下の方。

利用者負担段階第3段階①とは、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額が年間120万円以下の方。

利用者負担段階第3段階②とは、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額が年間120万円超の方。

利用者負担段階第4段階以上とは、上記以外の方。

(注2) 外泊や入院された時にお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。

<上記利用者負担額に加算される金額> ※※加算は現時点において算定する項目のみ記載しています。

●日常生活継続支援加算(36円/日)が加算される場合があります。

※算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が100分の70以上又は、算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上又は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上である場合に算定。

●看護体制加算Ⅰ(4円/日) ※常勤の看護師を1名以上は配置している場合に加算される。

●看護体制加算Ⅱ(8円/日) ※看護職員を常勤換算方法で入所者が2.5又はその端数を増すごとに1名以上かつ最低配置基準を1名以上上回って配置しており、当該施設の看護職員により、24時間の連携体制を確保している場合に加算されます。

●初期加算(30円/日)が入所から30日間に加算されます。※入所日から30日間、又は1か月を超える入院後の再入所の際にも30日間加算されます。

●夜勤職員配置加算(13円/日)が加算される場合があります。朝、夕の時間帯に職員を手厚く配置している場合に加算されます。

●入院外泊時加算(246円/日)が加算されます。

※外泊や入院された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)は、加算されます。

●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(サービス料の8.3%/日) ※介護職員処遇改善のために加算されます。

●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(サービス料の2.7%/日) ※職員処遇改善のために加算されます。

●介護職員等ベースアップ等支援加算(サービス料の1.6%/日) ※介護職員等のベースアップのために加算されます。

●安全対策体制加算(20円/入所時一回限り) ※安全対策を中心となって行う人物を選定し、日頃の業務の中で起こるヒヤリハットや介護事故の事例に対して定期的に委員会を開催し、そこから必要に応じて設備や運営マニュアルの見直し、改善などを検討・実施している事による加算。

●個別機能訓練加算(Ⅰ)12円/日に加算される場合があります。

※利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。

●看取り介護加算(死亡日:1,280円/日、前日・前々日:680円/日、死亡日以前4日~30日:144円/日、死亡日以前31日~45日:72円/日)が加算される場合があります。

※医師が終末期であると判断し、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に加算されます。

●配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間650単位/回、深夜1,300単位/回、日中325単位)が加算される場合があります。※配置医師が当該施設の求めに応じ、早朝・夜間、又は深夜に当外施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に加算されます。

※ 利用料については(①+上記の加算)×1ヶ月利用日数(日割り加算は除く)×(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算+介護職員等ベースアップ等支援加算)×地域区分係数(1.000)+③食費+④居住費